



電気供給業を行う法人の事業税について

1 課税方式について（法72の12）

地方税法では、電気供給業の事業内容によって、異なる課税方式が定められています。電気供給業に係る法人事業税の課税標準及び税率は、次のとおりです。

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われています。

（1）電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税（法72の2①Ⅲ、則3の14）

イ 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人（※）（法72の2①Ⅲイ）

※ 特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く。

	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
法人事業税額	収入割額（収入金額×0.75%）
	+ 付加価値割額（付加価値額×0.37%）
	+ 資本割額（資本金等の額×0.15%）

ロ 資本金1億円以下の普通法人等（法72の2①Ⅲロ）

	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
法人事業税額	収入割額（収入金額×0.75%）
	+ 所得割額（所得金額×1.85%）

（2）電気供給業のうち、上記（1）以外の事業に係る法人事業税（法72の2①Ⅱ）

法人事業税額	収入割額（収入金額×1.0%）
--------	-----------------

ア 小売電気事業等とは

次の①又は②をいいます。（法72の2①Ⅲ）

- ① 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
- ② ①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※上記②は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法2①Ⅳ）、特定送配電事業（電気事業法2①Ⅴ）、発電事業（電気事業法2①Ⅵ）及び発電事業に準ずる事業（下記のイ②）に該当する部分を除きます。（則3の14①）

イ 発電事業等とは

次の①又は②をいいます。（法72の2①Ⅲ）

- ① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
- ② ①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※上記イ②は、自らが維持し及び運用する発電等用電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電又は放電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業等に該当する部分を除きます。）を含みます。（則3の14②）

2 税率

法人事業税及び特別法人事業税の税率については、同封の税率表をご参照ください。

3 課税標準（法72の12）

（1）付加価値額（法72の12Ⅰ、法72の14、取扱（県）第3章4の1の1～4の5の4、4の8の1～4の8の4）

付加価値割額 = 付加価値額 × 税率

（2）資本金等の額（法72の12Ⅱ、法72の21、取扱（県）第3章4の6の1～4の6の10）

資本割額 = 資本金等の額 × 税率

（3）所得（法72の12Ⅲ、法72の23、取扱（県）第3章4の7の1～4の7の5、4の8の4）

所得割額 = 所得（法人税に準拠） × 税率

参考条文凡例

法：地方税法 令：地方税法施行令 則：地方税法施行規則 取扱：地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

(4) 収入金額 (法72の12Ⅳ、法72の24の2)

収入割額 = 収入金額 × 税率

収入金額 = 収入すべき金額の総額 (①) - 控除すべき金額

①収入すべき金額の総額 (取扱(県)第3章4の9の1、4の9の2、4の9の3)

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入)であり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

(注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除する。

(注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めない。

(注3) 料金とあわせて収入する消費税(地方消費税含む。以下同じ)の金額は、収入金額に含めない。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入する金額に含める。

消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額(益税)は、収入すべき金額に含める。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できない。

②控除すべき金額

○国又は地方団体から受ける補助金(法72の24の2)	○固定資産の売却による収入金額(法72の24の2)
○保険金(令22Ⅰ)	○有価証券の売却による収入金額(令22Ⅱ)
○不用品の売却による収入金額(令22Ⅲ)	○受取利息及び受取配当金(令22Ⅳ)
○電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額(令22Ⅴ)	○収入割を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(令22Ⅵ、取扱(県)第3章4の9の6)
○収入割を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証するものとして非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合に使用した非化石証書の購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額(令22Ⅶ、則4の2の2 R2.4.1 開始事業年度から適用)	○損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等(令22Ⅷ、S30告示第29号、S34告示第46号、S38告示第138号、S42第55号、H23告示第379号)
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条の賦課金(令22Ⅷ)	○日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(法附則9⑩、令附則6の2⑨、H30.4.1~R9.3.31 開始事業年度に適用)
○電気の託送供給に係る料金として、収入割を課される他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額(法附則9⑨Ⅰ、令附則6の2②Ⅰイ、H12.4.1~R83.31 開始事業年度に適用)	

4 申告書及び申告書に添付する書類

(1) 申告書等

①小売電気事業等及び発電事業等を行う場合(その他の事業を併せて行う場合を含む)

【確定(中間)申告】第6号様式(その2)、第6号様式別表6、

第6号様式別表5(2つ以上の事業を併せて行う法人についてはそれぞれの事業ごと)、

第6号様式別表9(2つ以上の事業を併せて行う法人についてはそれぞれの事業ごと。ただし該めある場合のみ)

【予定申告】第6号の3様式(その2)

②電気供給業のうち、上記①以外の事業を行う場合

【確定(中間)申告】第6号様式、第6号様式別表6

【予定申告】第6号の3様式

(2) 添付書類

○貸借対照表及び損益計算書

○法人税別表4、法人税勘定科目内訳書(雑益・雑損失)

○区分計算書(所得等課税事業、収入金額課税事業、収入金額等課税事業のうち2つ以上の事業を併せて行う法人)

注) ①所得等課税事業: 法72の2①Ⅰに掲げる事業(以下の②、③以外の事業)(非課税事業を除く。)

②収入金額課税事業: 法72の2①Ⅱに掲げる事業(送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)

③収入金額等課税事業: 法72の2①Ⅲに掲げる事業(小売電気事業等及び発電事業等)

5 電気供給業とそれ以外のうち複数の部門の事業を併せて行う場合（取扱（県）第3章4の9の9）

【原則】 所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業の事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額により申告納付してください。

【例外】 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、主たる事業の課税方式によって課税標準額、税額を算出することができます。

※従たる事業の「軽微なもの」とは、一般に次の要件に全てあてはまるものをいいます。

- ・従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であること。
- ・売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものであること。

6 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合（法72の48③）

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割します。

分割基準の内容については広島県ホームページをご参照ください。

7 Q&A

Q1 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人が課税標準を区分計算する際、各事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合はどのような取扱いになりますか？

A1 収入金額課税事業（電気供給業等に限る。）、収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合において、各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当だと認められる基準によって按分してください。

（取扱（県）第3章4の9の5）（※別紙「所得金額に関する計算書」を参考にしてください。）

Q2 まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A2 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により申告してください。（法72の2、法72の12、法72の24の2）（※申告書余白に電気供給業未開始の旨を記載してください。）

Q3 主たる事業が電気供給業の発電事業等である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A3 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。（取扱（県）第1章6）

Q4 法人事業税収入割を申告納付すべき法人の場合、中間（予定）申告は必要ですか？

A4 法人事業税収入割を申告納付すべき法人（収入金額課税事業又は収入金額等課税事業を行う法人）で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税について必ず中間（予定）の申告納付をすることとなっています。（法72の26⑧ただし書）

Q5 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A5 収入金額課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合、所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、所得の計算上繰越控除が認められる金額は、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法72の2①Ⅲ口に掲げる法人が行う事業に限る。）に係るそれぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限りです。

したがって、所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法72の2①Ⅲ口に掲げる法人が行う事業に限る。）のそれぞれの事業に区分された欠損金を、翌期以降の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法72の2①Ⅲ口に掲げる法人が行う事業に限る。）に区分されたそれぞれの事業の所得から控除することができます。

【所得の計算に関する経過措置】

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度の前10年以内に開始する各事業年度において、小売電事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

※詳細につきましては、所管の県税事務所にお尋ねください。

所得金額に関する計算書 (例)
 (第3号事業とその他の事業を併せて行っている場合)

(税抜き方式の場合)

事業区分及び事業名	事業名を記載してください。	第3号に掲げる事業 (発電事業等)	第1号に掲げる事業	
<損益計算書>	按分率 (売上高)	25.93%	74.07%	
科目	総額	按分後の額	按分後の額	
【売上高】	27,000,000	7,000,000	20,000,000	
発電事業等売上		7,000,000 専属		
その他の事業売上			20,000,000 専属	
【売上原価】	1,000,000	0	1,000,000	
仕入高	1,000,000		1,000,000 専属	
:	:			
売上総利益	26,000,000	7,000,000	19,000,000	
【販売費及び一般管理費】	30,602,000	13,531,148	17,070,852	
役員報酬	12,000,000	3,111,111 25.93%	8,888,889 74.07%	
給料	3,600,000	2,400,000 専属	1,200,000 専属	
厚生費	2,000,000	518,519 25.93%	1,481,481 74.07%	
減価償却費	100,000	1,000 専属	99,000 専属	
賃借料	8,000,000	7,000,000 専属	1,000,000 専属	
修繕費	1,100,000	0	1,100,000 専属	
租税公課	2,500,000	0	2,500,000 専属	
雑費	1,300,000	500,000 専属	800,000 専属	
:	2,000	519 25.93%	1,481 74.07%	
:	:			
営業利益	-4,602,000	-6,531,148	1,929,148	
【営業外収益】	17,500	13,296	4,204	
受取利息	5,000	1,296 25.93%	3,704 74.07%	
雑収入	12,500	12,000 専属	500 専属	
【営業外費用】	1,200,000	311,111	888,889	
支払利息	1,200,000	311,111 25.93%	888,889 74.07%	
雑損失	0			
経常利益	-5,784,500	-6,828,963	1,044,463	
【特別利益】	1,000,000	1,000,000	0	
固定資産売却益	1,000,000	1,000,000 専属	0 専属	
【特別損失】	0	0	0	
固定資産売却損	0			
税引前当期純利益 (損失)	-4,784,500	-5,828,963	1,044,463	
法人税等	71,000	18,407 25.93%	52,593 74.07%	
当期純利益 (損失)	-4,855,500	-5,847,370	991,870	
法人税別表4	【税務加算】	221,000	57,296	163,704
	納税充当金等	71,000	18,407 25.93%	52,593 74.07%
	交際費損金不算入	150,000	38,889 25.93%	111,111 74.07%
	:	:		
	【税務減算】	300	78	222
税の還付金	300	78 25.93%	222 74.07%	
:	:			
法人税所得 (第6号様式別表5①の所得金額)	-4,634,800	-5,790,152	1,155,352	

第6号様式別表9の事業区分別の当期控除額の「計」の欄の金額

事業区分別の第6号様式別表5へ転記し申告書に添付してください。(別紙参照)

第6号様式別表5	所得金額	-5,790,152	1,155,352
所得金額	-4,634,800	-5,790,152	1,155,352
【事業税加算】	0	0	0
【事業税減算】	0	0	0
所得金額差引計	-4,634,800	-5,790,152	1,155,352
繰越欠損金等当期控除額	100,000	0 専属	100,000 専属
:	:		
合計	-4,734,800	-5,790,152	1,055,352

事業区分【第3号】の所得割の課税標準額となる所得金額総額

事業区分【第1号】の所得割の課税標準額となる所得金額総額

〈例〉

収入金額に関する計算書

〔 法第72条の2第1項 第2号 第3号 に掲げる事業 第4号 〕

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

第六号様式別表六

摘		要	金額
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	電気事業営業収益	7,000,000 ^円
		受取利息	1,296
		雑収入	12,000
		固定資産売却益	1,000,000
		計 ①	8,013,296
	控除される金額	受取利息	1,296
		固定資産売却益	1,000,000
計 ②		1,001,296	
差 引 計 ①-②		③	7,012,000
法附則第9条第8項の規定による控除額		④	
法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤	
法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥	
法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦	
法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧	
法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨	
法附則第9条第22項又は令和2年旧法附則第9条第23項の規定による控除額		⑩	☆収入割の課税標準となる収入金額
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩		⑪	7,012,000

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること

2 「〔 法第72条の2第1項 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業 〕」となっている箇所については、事業の区

分に応じ「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）と同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

